

## 岩手県高等学校体育連盟旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は岩手県高等学校体育連盟会計に関する規程第4条の規定により、旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 岩手県高等学校体育連盟加盟校の職員（以下、「加盟校職員」という。）が岩手県高等学校体育連盟（以下、「県高体連」という。）の主催する事業を遂行するために旅行する場合には、当該加盟校職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定に関わらず、加盟校職員が県高体連の主催する大会（以下、「主催大会」という。）等に、参加生徒を引率する業務を兼ねて従事する場合には、旅費を支給しない。

3 加盟校職員以外の者が、県高体連の依頼に応じ、県高体連の主催する事業の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費、現地経費、宿泊料とする。

(交通費)

第4条 交通費は旅行の路程に応じ鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費相当額を支給するものとし、その額は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 鉄道賃は、加盟校職員の所属する学校（以下、「加盟校」という。）の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの運賃実費を支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について、路程に応じ船賃実費を支給する。

(3) 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は現に支払った額とする。

(4) 加盟校又は用務地からその最寄り駅までの陸路距離が相当程度と認められる場合に限り、陸路旅行について、路程に応じ車賃を支給することができる。その額は岩手県職員の例による。

(5) 前各号の規定に関わらず、全路程の鉄道賃等が500円に満たない場合には、交通費相当額500円を支給する。

(現地経費)

第5条 現地経費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 旅行の用務地が県内である場合には1,500円を支給する

(2) 旅行の用務地が県外である場合には2,200円を支給する（甲地区は2,900円とする）

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の現地経費を支給する。

(1) 行程40キロメートル未満の宿泊料が支給されない旅行であって、用務地が県内のものについては、現地経費は、支給しない。

(2) 用務が主催大会であって、昼食が支給される場合は、前項定額の2分の1に相当する額。

(3) 宿泊する場合であって、宿泊地に滞在中の移動のない日については、前項定額の2分の1に相当する額。

(宿泊料)

第6条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給するものとし、その額は9,800円(甲地区は10,900円)とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する宿泊料を支給する。

(1) 往復の移動距離が100キロメートル未満の旅行の場合は、宿泊料は支給しない。

(2) 用務地が県内であって、用務が複数日にわたらない旅行には、宿泊料は支給しない。

(3) 旅行者が自己所有の空き家、配偶者宅等に宿泊する場合には、宿泊料は支給しない。

(4) 主催大会に関する業務に従事する場合等で、大会主催者等により宿泊料が定められている場合には、宿泊料実費を支給する。

3 前2項1号、2号に関わらず、主催大会等に関する業務に従事する場合で、県高体連会長が必要と認めた者に対しては、宿泊料を支給することができる。

(準用)

第7条 この規程に定める事項以外については、岩手県職員の例による。

附則

1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

平成17年4月22日一部改正

平成28年4月1日一部改正